

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は、金融商品取引法第 79 条の 21 に規定する投資者保護基金による支払の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社（運用会社）が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価格が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価格が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託は、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に基づく書面による契約の解除（クーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面（投資信託）」等で必ず内容を確認のうえ、ご自身でご判断下さい。「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面（投資信託）」等は当金庫の本支店等にご用意しています。
- 本資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

投資者保護について

- 当金庫は、お客様から投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の財産と分別して、記帳及び振替を行います。振替決済口座は、口座管理機関として当金庫が備え置く振替決済口座簿にて記載または記録します。
 - 投資信託会社（運用会社）は、「信託財産」（投資家から預かった資産）に対する運用の指図権を有していますが、信託財産を管理・処分する権限は有しておりません。
 - お客様からお預かりした申込金は、受託した信託銀行（保管・管理会社）において「信託財産」として保管・管理されますが、自行の固有の財産とは区別して保管・管理（分別管理）することが義務付けられています。
- ※ 以上のように投資信託は、販売会社・投資信託会社（運用会社）・信託銀行（保管・管理会社）が万一破綻した場合も「制度的」に守られています。

2024年4月

商号等 : 熊本第一信用金庫 登録金融機関
九州財務局長（登金）第14号
加入協会：加入協会なし